

第 1 目的

この要綱は、木造の既存住宅の耐震補強を促進することにより、地震に対して多数の者の安全及び市街地の防災安全性の確保を図ることを目的に、プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業において、木造の既存住宅に係る耐震診断等の業務を行う高い専門性を有する技術者として、知事が静岡県耐震診断補強相談士（以下「相談士」という。）を認定するために必要な事項を定める。

第 2 定義

- (1) この要綱において「プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業」とは、プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業費補助金交付要綱（令和 8 年 3 月17日付け住安第2130号くらし・環境部長通知。以下「補助金交付要綱」という。）第 2 (1)に規定する事業をいう。
- (2) 前号に規定するもののほか、この要綱において特段の定めのない用語の定義は、補助金交付要綱の例による。

第 3 相談士の認定等

- (1) 知事は、次に掲げる要件の各号に該当する者で、静岡県の主催する静岡県耐震診断補強相談士養成講習会又はそれと同等であると認められる講習会等を受講した者を、相談士として認定する。
 - ア 静岡県内在住または在勤の者
 - イ 建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）による建築士又は木造住宅の施工（大工）に係る 7 年以上の実務の経験を有する者
- (2) 知事は、相談士として認定したときは、台帳に登載の上、登録証（様式第 1 号。以下同じ。）を交付する。
- (3) 知事は、相談士の台帳に、認定申請書（様式第 2 号。以下同じ。）の記載事項のほか、知事が別に指定する講習会の受講履歴を搭載する。
- (4) 知事は、必要に応じて登録証の更新を行う。

第 4 認定の申請等

- (1) 相談士として認定を受けようとする者は、認定申請書を知事に提出しなければならない。
- (2) 登録証の更新を受けようとする相談士は、第 3 (1)の講習会を受講の上、登録証更新申請書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。
- (3) 紛失等により、登録証の再発行を受けようとする相談士は、登録証再発行申請書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

第 5 相談士の有効期限

相談士の有効期限は、登録した日から 5 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

第6 相談士登録者名簿の公開

知事は、相談士の台帳を基に登録者名簿を作成し、県及び市町の窓口等で公開する。

第7 相談士の任務

- (1) 相談士は、プロジェクト「TOUKA I-0+」総合支援事業において、建設業法（昭和24年法律第100号）及び建築士法等関係法令の定めるところに従い、木造の既存住宅に係る耐震診断、耐震相談、補強計画の策定又は耐震改修等の業務を行う。
- (2) 相談士は、前号の任務のために住宅、住宅の敷地又は住宅の工事現場に立ち入る場合においては、登録証を携帯するものとする。

第8 相談士の責務

- (1) 第7(1)の任務の際に知り得た家屋の情報や調査した資料等を他に漏らしてはならない。
- (2) 相談士であることを自覚し、公序良俗に反することなく謙虚に誠意を持って対応し、業務を履行すること。
- (3) 相談士は、前号に違背しない範囲において、木造の既存住宅の耐震化の促進に努めること。
- (4) 相談士は、第7(1)の任務の遂行に必要な知識及び技能の維持向上を図るため、講習会等の受講に努めること。

第9 登録事項の変更

相談士は、登録事項に変更があったときは、遅滞なく変更届（様式第3号）を知事に提出しなければならない。ただし、第4(2)の登録証更新申請書の提出の際、登録証更新申請書にその旨を記載したときは、変更届を提出したものとみなす。

第10 認定の取消し

知事は、第3の認定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 建築士法による建築士でなくなったとき
- (2) 各市町から業務受託後、業務の不履行、又は期間の遅延、若しくは現地調査や相談業務等に不都合があったとき
- (3) その他第8の定める事項に反し、知事が不相当と認めたとき

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、相談士に関する必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年7月23日から施行する。
- 2 第3(3)に規定する知事が別に指定する講習会は、次に掲げるものとする。
 - (1) 静岡県が開催し、特定非営利活動法人達人塾ねっとが実施する「木造住宅の耐震リフォーム達人塾」（令和7年度に開催されたものを含む。）
 - (2) 前号の講習会と同等であると認められるもの

附 則

この要綱は、平成19年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

1 この改正は、令和8年4月23日から適用する。

2 この改正前に従前の様式第1号により交付された登録証は、改正後の様式第1号により交付されたものとみなす。